

日高 新次 様

生涯学習課文化財係

民俗文化財継承事業補助金事業計画書様式の送付について

時下ますますご清栄のことと存じます。

この度、民俗文化財継承事業補助金についてお問い合わせいただきありがとうございます。本事業は、地域に伝わる民俗芸能および伝統行事を保存・継承するため、その活動を行う団体に対して予算の範囲内で支援することを目的としております。

補助金の申請をご検討されている皆様におかれましては、まずは事業計画書のご提出をお願いいたします。補助金申請までの流れにつきましては、以下のとおりご案内いたします。ご不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

記

1. 送付書類

- (1) 日南市民俗文化財継承事業補助金交付要綱
- (2) 事業計画書、事業計画書記入例

2. 補助金申請までの流れ

本補助金は、公平かつ効果的な支援を行うため、以下のとおり進めてまいります。

- (1) 事業計画書の提出
*提出期限 令和8年5月29日(金曜日)

(2) 審査

ご提出いただいた事業計画書に基づき、本補助金の目的に合致しているか、実現性や波及効果などを多角的に厳正なる審査を行います。

- (3) 採択決定のご連絡および申請書の送付

文書取扱

生涯学習課 文化財係

担当：平原

電話：31-1145

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域に伝わる民俗芸能および伝統行事（以下「民俗芸能等」という。）を保存・継承するため、その活動を行う団体に対し、予算の範囲内において日南市民俗文化財継承事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日南市補助金等交付規則（平成21年規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の内容)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民俗芸能等の保存・継承を目的として実施される次に掲げる事業とする。

- (1) 用具整備 芸能に用いる衣装、用具等の修理・新調等
- (2) 記録作成 調査、記録の作成及び刊行、デジタルアーカイブ化等
- (3) 後継者の育成 民俗芸能の継承者及び指導者の育成

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、地域で民俗芸能等の保存・継承を主たる目的として活動する団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費（食糧費を除く。）のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 用具整備に要する経費
- (2) 記録作成に要する経費
- (3) 後継者の育成に要する経費

(補助金額及び補助率)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で決定するものとし、補助率及び補助上限額は次に定めるところによる。

- (1) 補助率 補助対象経費の2分の1以内
- (2) 補助上限額 15万円
- (3) 最低事業費 補助対象経費の総額が5万円未満の場合は補助対象外

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、日南市民俗文化財継承事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（任意様式）
- (2) 事業収支予算書（任意様式）
- (3) 見積書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、日南市民俗文化財継承事業補助金補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請した団体に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定団体」という。）が、規則第7条に基づき補助金の申請の取り下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に、補助事業交付申請取下書（任意様式）を市長に提出しなければならない。

（遅延等の報告）

第9条 交付決定団体は、第7条の規定により交付決定を受けた補助事業が予定していた事業実施期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（任意様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（変更等の申請）

第10条 交付決定団体は、補助事業について次の各号のいずれかの変更等をするときは、あらかじめ日南市民俗文化財継承事業補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の名称、事業内容及び実施期間等の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- ア 補助事業に要する経費の30%以内の額の減少である場合
- イ 補助事業に要する経費の各項目相互間の30%以内の変更である場合
- ウ 補助事業の目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止するとき。

（変更等の承認及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する申請を承認したときは、日南市民俗文化財継承事業補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第4号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する通知するときは、その承認について条件を付することができる。

(実績報告)

第 12 条 交付決定団体は、日南市民俗文化財継承事業実績報告書（別記様式第 5 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業経費収支計算書
- (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類等

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、当該実績報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該実績報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、日南市民俗文化財継承事業補助金交付確定通知書（別記様式第 6 号）により交付決定団体に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 前条に規定する補助金の確定通知を受けた交付決定団体が補助金の請求をするときは、日南市民俗文化財継承事業補助金請求書（別記様式第 7 号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、確定した補助金額を交付するものとする。

(補助金の前渡等)

第 15 条 市長は、補助事業の完了前に補助金の前渡をすることを適当と認めるときは、当該事業にかかる額が確定する前に概算により補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の前渡を受けようとする者は、第 7 条による補助金の交付決定後、日南市民俗文化財継承事業補助金前渡交付請求書（別記様式第 8 号）に、当該請求に係る明細書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を前渡することを決定したときは、日南市民俗文化財継承事業補助金前渡交付決定通知書（別記様式第 9 号）により、当該交付決定団体に通知するとともに、速やかに補助金を前渡するものとする。
- 4 補助金の前渡を受けた者は、第 13 条に規定する補助金の額の確定通知書受領後、速やかに日南市民俗文化財継承事業補助金清算書（別記様式第 10 号）を市長に提出し、補助金の清算をしなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、又は補助金の全部若しくは一部を交付しないことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱及び規則に基づく規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条に定める補助金の交付額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合で既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

2 市長は、第13条の規定により交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を定めてその超えた額の返還を命じなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

送付先 日南市生涯学習課 文化財係担当 宛

令和8年度 民俗文化財継承事業補助金 事業計画書

担当者名()

(ふりがな)				
補助対象団体名				
(ふりがな)				
補助対象団体の所在地				
(ふりがな)				
民俗芸能等の名称				
(ふりがな)				
代表者(職・氏名)				
指定の有無	国・県・市・未指定			
団体の活動状況 ・設立年 ・会員数 ・練習 ・公開 ・奉納等の日程など				
補助対象事業の内容				
補助を必要とする理由				
補助対象事業の収支予算				
	科目	金額(円)	説明及び積算	実施(購入)予定時期
収入				
	計			
支出				
	計			

記入例

担当者名()

(ふりがな)	〇〇〇かぐらほぞんかい
補助対象団体名	〇〇 神楽保存会
(ふりがな)	〇〇〇〇ちょう
補助対象団体の所在地	〇〇 町 123-4
(ふりがな)	〇〇〇かぐら
民俗芸能等の名称	〇〇 神楽
(ふりがな)	かいちょう 〇〇〇〇 〇〇〇
代表者(職・氏名)	会長 〇〇 〇〇
指定の有無	国・<u>県</u>・市・未指定
団体の活動状況 ・設立年 ・会員数 ・練習 ・公開 ・奉納等の日程など	
補助対象事業の内容	※当該民俗芸能の概要がわかる資料の添付もお願いします。
補助を必要とする理由	

補助対象事業の収支予算

	科目	金額(円)	説明及び積算	実施(購入)予定時期	
収入	県補助金	81.000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 支出額計の2分の1以内 ※県補助金額は千円単位としてください </div>		
	保存会負担金	62.000		会費	
	寄付金	20.000		〇〇 自治会	
	計	163.000			
支出	用具費	63000	神楽面 63,000円(税込み)	令和5年10月	
	用具費	30.000	袴 10,000×3着	令和5年10月	
	委託費	70.000	後継者指導用DVD制作(業者に依	令和6年1~2月	
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 令和6年3月まで </div>	
	計	163.000			